令和8年1月2日以降、周南市に転入した方

市民税額が確認できない場合は以下のものを提出してください。

状況	必要書類
令和8年1月1日現在、周南市に住民登録がない	○ 令和8年度市民税所得課税証明書 （令和8年1月1日に住所のあった市区町村で発行）
令和7年中に海外勤務がある	令和7年中（令和7年1月～12月）の海外での収入金額がわかる給与支払証明書

◎令和9年9月以降の保育料の切り替えに伴い、令和9年度市民税所得課税証明書等を提出していただく場合があります。提出が必要な場合は、郵送にてお知らせいたします。

◎保護者の収入が一定基準を満たさない場合は、同居直系親族も算定の対象になることがあります。

◎上記書類の提出が難しく、マイナンバーカードをお持ちの方は、周南市から課税元の自治体へ税額を照会できる場合があります。申込書の個人番号を忘れずにご記入ください。

在宅障害児（者）がいる世帯

市民税非課税世帯・市民税所得割額77,101円未満世帯の方は保育料が減免になる可能性がありますので、下記のものを提出してください。

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給者証の写し

※市民税の申告が未申告などで課税額が確認できない場合、仮の保育料（最高額）で階層を決定します。